

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高対応プレミアム付商品券事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける事業者及び市民への支援として、QRコード決済アプリを活用したプレミアム付商品券を発行することにより、消費喚起と地域商業の振興を図る。 ②QRコード決済事業者への業務委託料、事務費等 ③(1)QRコード決済事業者への業務委託料 74,000千円 ・プレミアム分(30%) 60,000千円 ・販促費等の事務経費 14,000千円 (2)印刷製本費、郵送料等の事務経費 2,000千円 ④市民、市内の該当コード決済取扱い店舗等	R8.2	R8.4以降
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費食材高騰対策事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により、学校給食費の改定が必要な状況となっており、令和6年4月に学校給食費を改定したが、依然として食材価格の高騰が続いており、保護者負担額では賄えない状況となっている。物価高騰による食材費の増額分(以下、「単価上昇分」という)を補填することで、保護者の経済的負担を軽減する。費用については、一般会計から給食特別会計への繰出により対応する。 ②一般会計から給食特別会計への繰出金 ③〔繰出金〕30,180千円((1)~(4)の合計) (1)幼稚園 単価上昇分31.4円×園児数30人×165回=155,430円(156千円) (2)小学校 単価上昇分32.6円×児童数3,140人×185回=18,937,340円(18,937千円) (3)中学校 単価上昇分37.2円×生徒数1,715人×170回=10,845,660円(10,846千円) (4)特別支援学校 単価上昇分32.6円×児童・生徒数40人×185回=241,240円(241千円) ④幼稚園、小・中・特別支援学校の園児、児童・生徒の保護者(教職員等は対象に含んでいない)	R7.4	R8.3
3	③消費下支え等を通じた生活者支援	商店街お買い物券事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける事業者及び市民への支援として、市内の商店街等が実施するプレミアム付商品券の発行を支援することにより、消費喚起と地域商業の振興を図る。 ②実施団体への事業補助金 ③(1)プレミアム分(20%)補助 30,000千円 (2)実施団体事務費 9,000千円(実施団体への補助金) ④市民、三木市商店街連合会(サンロード商店街、明盛商店会、ナメラ商店会、名店街プリンスロード商店会)、三木商工会議所会員店舗	R7.4	R8.3
4	③消費下支え等を通じた生活者支援	吉川町商工会プレミアム付商品券事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける事業者及び市民への支援として、吉川町商工会が行うプレミアム付商品券の発行を支援することにより、消費喚起と地域商業の振興を図る。 ②実施団体への事業補助金 ③(1)プレミアム分(20%)補助 5,000千円 (2)実施団体事務費 500千円(実施団体への補助金) ④市民、吉川町商工会会員店舗	R7.4	R8.3
5	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	省エネ家電買い換え促進事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民への支援として、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に寄与する省エネ性能の高い家電(エアコン、テレビ、冷蔵庫)への買い換え費用の一部を補助することにより、電気料金高騰による市民生活への影響の軽減を図る。 ②省エネ家電買い換え促進事業補助金 補助対象経費の下限額を50千円とし、対象経費の20%、上限20千円の補助。 ③500件×20千円=10,000千円 ④市民	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	妊婦健診助成額増額事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援として、物価高騰等の影響により妊婦健診に係る費用について、自己負担が生じている状況を踏まえ、妊婦健診の助成額を105千円から120千円に増額する。 ②妊婦健康診査に係る委託料及び助成金 ③委託料及び助成金5,735千円((ア)(イ)の合計) ※全体事業費のうち今回増額する15千円分に臨時交付金を充当 (ア)委託料 15千円×妊婦330人=4,950千円 (イ)助成金 15千円×妊婦約53人=785千円 ④妊婦健診受診者	R7.4	R8.3
7	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	带状疱疹ワクチン接種定期接種化に伴う助成額増額事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う高齢者支援として、令和7年度から定期接種化される带状疱疹ワクチン接種に係る費用の助成を行うことで、食材費等の価格高騰に苦しむ高齢者の支援につなげる。 ②带状疱疹ワクチン接種に係る委託料及び助成金、事務費 生ワクチン接種費用@8千円、不活化ワクチン接種費用@40千円(@20千円×2回)の1/2を助成 ※生活保護受給者は全額助成 ③委託料及び助成金、事務費20,104千円((ア)(イ)(ウ)の合計) (ア)委託料 生ワクチン@4千円×150人+不活化ワクチン@10千円×775人×2回+生ワクチン(生保)@8千円×50人+不活化ワクチン(生保)@20千円×50人×2回=18,500千円 (イ)助成金 生ワクチン@4千円×25人+不活化ワクチン@10千円×25人×2回+生ワクチン(生保)@8千円×5人+不活化ワクチン(生保)@20千円×5人×2回=840千円 (ウ)予診票の印刷や郵送などの事務費 764千円 ④带状疱疹ワクチン定期接種対象者(65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、95歳、100歳の市民など約5,300人)	R7.4	R8.3
8	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	高校生等医療費無償化事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援として、前年度に引き続き高校生世代(16歳～18歳)の通院及び入院費を無償化する。 ②子ども医療費(扶助費) ③総事業費68,400千円((ア)(イ)の合計) (ア)通院分62,100千円 対象者1人当たりの医療費想定単価 年34.5千円×1,800人 (イ)入院分6,300千円 ④市内の高校生世代の方及びその保護者	R7.4	R8.3
9	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育施設等給食費軽減事業(国R6補正活用分)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援として、民間認定こども園等に通う児童の給食費(副食費)を無償化する。無償化の実施に必要な費用は、市が民間認定こども園等の運営者へ補助金(給食費相当額)を交付する。 ②民間認定こども園等の運営者に対する補助金 ③補助金56,470千円((ア)(イ)(ウ)(エ)の合計) うち3,365千円に交付金を充当 (ア)1号認定児童 1食@240円×年間提供日数市内園平均196日×平均月在籍児童数147人×0.81(対象外を除いた率)=5,601,053円(5,601千円) (イ)2号認定児童 補助上限@4,800円(市内園への調査に基づき平均月額で設定)×延べ12,565人×0.81(対象外を除いた率)=48,852,720円(48,853千円) (ウ)認可外保育施設等1号認定児童 補助上限@4,800円(市内園への調査に基づき平均月額で設定)×延べ144人=691,200円(691千円) (エ)新2号認定児童 補助上限@4,800円(市内園への調査に基づき平均月額で設定)×延べ276人=1,324,800円(1,325千円) ④民間認定こども園等の児童の保護者(民間認定こども園等に勤務する職員等は対象に含んでいない)	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
10	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費2学期半額助成事業(国R7予備費活用分)	<p>①米国関税措置を受けた緊急対応として、今回の関税措置によるエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を考慮し、小中学校・特別支援学校の2学期分の給食費を半額助成し、保護者の経済的負担を軽減する。費用については、一般会計から給食特別会計への繰出により対応する。また、アレルギー等の理由で弁当等を持参している児童・生徒についても、給食費の半額相当分の支援を行う。</p> <p>②一般会計から給食特別会計への繰出金</p> <p>③[繰出金]44,458千円((1)(2)の合計) うち30,675千円に交付金を充当</p> <p>(1)小学校・特別支援学校 給食費徴収額月4,575円×1/2×4か月×児童・生徒数3,120人=28,554,240円(28,555千円)</p> <p>(2)中学校 給食費徴収額月4,790円×1/2×4か月×生徒数1,660人=15,902,800円(15,903千円)</p> <p>[補助金]学校給食費支援事業補助金188千円((3)(4)の合計) うち188千円に交付金を充当</p> <p>(3)小学校・特別支援学校 給食費徴収額月4,575円×1/2×4か月×弁当持参児童・生徒数10人=91,520円(92千円)</p> <p>(4)中学校 給食費徴収額月4,790円×1/2×4か月×弁当持参生徒数10人=95,800円(96千円)</p> <p>④小・中・特別支援学校の児童・生徒の保護者(教職員等は対象に含んでいない)</p>	R7.6	R8.4以降
11	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費3学期半額助成事業	<p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を考慮し、小中学校・特別支援学校の3学期分の給食費を半額助成し、保護者の経済的負担を軽減する。費用については、一般会計から給食特別会計への繰出により対応する。また、アレルギー等の理由で弁当等を持参している児童・生徒についても、給食費の半額相当分の支援を行う。</p> <p>②一般会計から給食特別会計への繰出金</p> <p>③[繰出金]35,388千円((1)(2)の合計)</p> <p>(1)小学校・特別支援学校 (給食費徴収額月4,575円×1/2×3か月×児童・生徒数3,120人)+(精算分1食272円×1/2×3日×3,120人)=22,688,640円(22,689千円)</p> <p>(2)中学校 (給食費徴収額月4,790円×1/2×3か月×生徒数1,660人)+(精算分1食310円×1/2×3日×1,660人)=12,699,000円(12,699千円)</p> <p>[補助金]学校給食費支援事業補助金141千円((3)(4)の合計)</p> <p>(3)小学校・特別支援学校 給食費徴収額月4,575円×1/2×3か月×弁当持参児童・生徒数10人=68,640円(69千円)</p> <p>(4)中学校 給食費徴収額月4,790円×1/2×3か月×弁当持参生徒数10人=71,850円(72千円)</p> <p>④小・中・特別支援学校の児童・生徒の保護者(教職員等は対象に含んでいない)</p>	R8.1	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
12	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費2学期半額助成事業 (国R7補正活用分)	<p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を考慮し、小中学校・特別支援学校の2学期分の給食費を半額助成し、保護者の経済的負担を軽減する。費用については、一般会計から給食特別会計への繰出により対応する。また、アレルギー等の理由で弁当等を持参している児童・生徒についても、給食費の半額相当分の支援を行う。</p> <p>②一般会計から給食特別会計への繰出金</p> <p>③[繰出金]44,458千円((1)(2)の合計) うち13,783千円に交付金を充当</p> <p>(1)小学校・特別支援学校 給食費徴収額月4,575円×1/2×4か月×児童・生徒数3,120人=28,554,240円(28,555千円)</p> <p>(2)中学校 給食費徴収額月4,790円×1/2×4か月×生徒数1,660人=15,902,800円(15,903千円)</p> <p>[補助金]学校給食費支援事業補助金188千円((3)(4)の合計) うち0千円に交付金を充当</p> <p>(3)小学校・特別支援学校 給食費徴収額月4,575円×1/2×4か月×弁当持参児童・生徒数10人=91,520円(92千円)</p> <p>(4)中学校 給食費徴収額月4,790円×1/2×4か月×弁当持参生徒数10人=95,800円(96千円)</p> <p>④小・中・特別支援学校の児童・生徒の保護者(教職員等は対象に含んでいない)</p>	R7.6	R8.4以降
13	①食料品の物価高騰に対する特別加算	保育施設等給食費軽減事業 (国R7補正活用分)	<p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援として、民間認定こども園等に通う児童の給食費(副食費)を無償化する。無償化の実施に必要な費用は、市が民間認定こども園等の運営者へ補助金(給食費相当額)を交付する。</p> <p>②民間認定こども園等の運営者に対する補助金</p> <p>③・補助金56,470千円((ア)(イ)(ウ)(エ)の合計) うち53,105千円に交付金を充当</p> <p>(ア)1号認定児童 1食@240円×年間提供日数市内園平均196日×平均月在籍児童数147人×0.81(対象外を除いた率)=5,601,053円(5,601千円)</p> <p>(イ)2号認定児童 補助上限@4,800円(市内園への調査に基づき平均月額で設定)×延べ12,565人×0.81(対象外を除いた率)=48,852,720円(48,853千円)</p> <p>(ウ)認可外保育施設等1号認定児童 補助上限@4,800円(市内園への調査に基づき平均月額で設定)×延べ144人=691,200円(691千円)</p> <p>(エ)新2号認定児童 補助上限@4,800円(市内園への調査に基づき平均月額で設定)×延べ276人=1,324,800円(1,325千円)</p> <p>④民間認定こども園等の児童の保護者(民間認定こども園等に勤務する職員等は対象に含んでいない)</p>	R7.4	R8.4以降
14	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設運営事業者物価高騰対策支援事業	<p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う事業者支援として、県の支援対象とならない障害福祉サービス事業所及び介護サービス事業所に支援金を交付する。</p> <p>②障害福祉サービス事業所及び介護サービス事業所に対する支援金</p> <p>③[支援金]4,457千円((1)(2)の合計)</p> <p>(1)障害福祉サービス事業所分426千円 (18,500円×1か所+55,500円×1か所+92,500円×2か所+166,500円×1か所=425,500円※定員に応じて県の基準単価を準用)</p> <p>(2)介護サービス事業所分4,031千円 (9人×18,000円×6か所+29人×18,000円×3か所+29人×18,000円×1か所+129,500円×3か所+166,500円×3か所+13,700円×6か所=4,030,200円※定員に応じて県の基準単価を準用)</p> <p>④県の支援対象外の市内障害者施設・介護施設の運営事業者</p>	R8.2	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
15	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	こども食堂物価高騰対策支援金交付事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯及び事業者支援として、こども食堂運営団体に支援金を交付する。 ②こども食堂運営団体に対する支援金 ③[支援金]275千円((1)(2)の合計) (1)月1回開催団体分75千円(25,000円×3団体) (2)月2回以上開催団体分200千円(50,000円×4団体) ④市内のこども食堂運営団体	R8.2	R8.4以降
16	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	北播磨総合医療センター企業団人件費・物価高騰対策事業	①人件費・物価高騰の影響を受ける北播磨総合医療センターに対する支援として、人件費・物価高騰による運営費増加分を支援することで、安定した医療体制を確保する。 ②人件費・物価高騰分支援に係る北播磨総合医療センター企業団に対する繰出金 ③事業費:250,000千円(北播磨総合医療センター企業団繰出金250,000千円(人件費・物価高騰支援分)) うち10,000千円に交付金を充当 ④北播磨総合医療センター企業団	R7.6	R8.4以降